

消防団の魅力発信動画制作委託業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

境港市消防団の新規団員確保のため、若年層を主なターゲットにした消防団の活動内容や魅力を紹介する動画を作成することとした。

この実施要領は、本業務の委託事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するため、参加資格要件、選定手続きその他必要な事項を定めるものである。

2 概要

(1) 名称

消防団の魅力発信動画制作委託業務

(2) 内容

別添1「消防団の魅力発信動画制作委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和5年2月17日まで

(4) 提案上限額

1,971,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。なお、優先交渉権者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

(1) 法人格を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。

(3) 本業務について令和3～5年度境港市物品等契約希望者登録名簿（取扱品目 詳細に「動画制作」又は「映像」）に登録されていること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）等を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 本プロポーザルへの参加の申込み時点において境港市物品の購入等指名競争入札参加資格者等指名停止措置要綱（平成24年9月1日施行）に基づく資格停止措置（以下「資格停止措置」という。）を受けていないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

(8) 他の自治体において、動画制作に係る業務を受託した実績があること。

(9) 境港市における市税の滞納がないこと。

4 選定スケジュール

| 時 期 | 内 容 |
|--------------------|------------------------|
| 1 1 月 1 7 日 (木) | プロポーザル公告、質問、参加表明書受付開始 |
| 1 1 月 2 1 日 (月) | 質問書提出期限 (午後 5 時まで) |
| 1 1 月 2 1 日 (月) | 参加表明書提出期限 (午後 5 時まで) |
| 1 1 月 2 4 日 (木) | 質問に対する最終回答 |
| 1 1 月 2 4 日 (木) 予定 | 参加資格確認通知 |
| 1 1 月 2 9 日 (火) | 企画提案書等の提出期限 (午後 5 時まで) |
| 1 1 月 3 0 日 (水) 予定 | 審査 (プレゼンテーションの実施) |
| 1 2 月初旬 | 優先交渉権者決定 契約締結 |

5 担当部署 (問合せ先及び書類提出先)

境港市総務部自治防災課自治防災係

〒684-8501

住所 鳥取県境港市上道町3000番地 (市民交流センター2階)

電話 0859-47-1023 (直通)

FAX 0859-46-0299

メールアドレス jichibousai@city.sakaiminato.lg.jp

ホームページURL <https://www.city.sakaiminato.lg.jp>

6 参加申込の手続き

(1) 提出書類 (各1部)

ア 参加表明書 (様式第1号)

イ 役員調書兼照会承諾書 (様式第2号)

ウ 事業者概要及び事業実績 (様式第3号)

エ 市税納税状況確認承諾書 (様式第4号)

(2) 提出方法

持参又は郵送 (いずれの方法でも提出期限内必着とする。)

持参の場合は、参加表明書等が到達したかについて、市からの連絡は行わないので、自ら確認できる方法で郵送すること。

(3) 提出期限

令和4年11月21日 (月) 午後5時

(4) 参加資格確認

参加資格の確認結果について、令和4年11月24日 (木) までに通知する。

(5) 辞退届

参加表明書を提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届 (様式第5号) を提出すること。

7 質問回答

(1) 提出書類

質問書 (様式第6号)

(2) 提出方法

FAXまたは電子メール

質問書が到達したかについて、市からの連絡は行わないので、自ら市に問合せを確認すること。

(3) 提出期限

令和4年11月21日(月)午後5時

(4) 回答方法

令和4年11月24日(木)までに、市のホームページ上で回答する。また、回答において質問者名は公表せず、意見表明等本件の趣旨からかけ離れているものへの回答はしない。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書(様式第7号)

イ 見積書(様式第8号)

経費の明細を算出し、その経費(内訳を含む。)を記載し、消費税も含めた見積とすること。課税事業者にあつては、内訳として消費税額を記載すること。

(2) 提出方法及び部数

持参又は郵送に限る(いずれの方法でも提出期限内必着とする。)

持参の場合は、企画提案書等が到達したかについて、市からの連絡は行わないので、自ら確認できる方法で郵送すること。

なお、提出書類は正本1部及び副本3部を提出すること。

(3) 提出期限

令和4年11月29日(火)午後5時

9 審査方法(プレゼンテーション審査)

(1) 開催日時 令和4年11月30日(水)(予定)

※プレゼンテーション審査を実施する時間、場所等は、別途通知する。

(2) 開催方法

参加事業者は、提案した提案書の内容を基に、簡潔に説明すること。なお、会場に入室できるのは説明者を含め3人以内とする。

ア 持ち時間

1者あたり1案につき25分(企画提案書等の説明15分、質疑応答10分)以内
※ただし、準備の時間は除く。

イ 使用機器等

電源、プロジェクター、スクリーンは境港市で準備する。パソコンを使用する場合は、提案者が準備すること。

ウ その他

提案内容の説明は、提出済みの企画提案資料に記載した内容の範囲で行うものとし、追加の提案等は認めない。また、プレゼンテーションは非公開とする。

(3) 審査

境港市が設置した消防団の魅力発信動画制作委託業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、別添2に示す審査項目により審査、採点を行い、最高得点の者を優先交渉権者として選定する。

採点の結果、最高得点と同点の者が複数いた場合には、見積価格の低い者を優先

交渉権者として選定する。

なお、プロポーザル参加事業者が1者のみの場合でも、審査・評価を実施するが、評価が一定水準に達しない場合は、優先交渉権者として選定しない。

(4) 審査結果

審査結果は速やかに参加事業者全員に通知する。

10 本業務の委託契約

市は、9の審査方法等により選定された優先交渉権者と本業務に係る委託契約の締結のための交渉を行う。ただし、当該契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は優先交渉権者が失格事項に該当した場合は、選定により順位づけられた上位の者から順に契約締結交渉を行う。

11 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出書類に不足があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

12 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書その他の書類については、本プロポーザルの目的以外に、提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された企画提案書その他の書類は、返却しない。
- (4) 提出された企画提案書その他の書類は、消防団の魅力発信動画制作委託業務事業者を選定するための資料であり、提出された企画提案書等に関する著作権等の主張は認めない。
- (5) 審査の過程内容については一切公開しない。また審査結果に対しての異議申し立てについても受け付けない。